

(平成24年8月22日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 12 月 24 日まで  
A社に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。  
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てており、当該事業所名が記載されたメモを所持しているものの、同社は、「申立人が申立期間においてA社に勤務していたことを確認できず、申立期間当時の社会保険に係る資料及びB厚生年金基金の加入記録に申立人の氏名が確認できないことから、申立人の申立期間に係る保険料控除、届出及び保険料納付は行っていない。」と回答している。

また、A社本社及び同社C工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、昭和 55 年 3 月 25 日から 56 年 12 月 24 日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる女性被保険者のうち、回答があった 47 人全員は、「申立人のことを知らない。」としており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、申立人が所持する年金手帳において、初めて厚生年金保険被保険者となった日は昭和 56 年 12 月 24 日と記載されていることが確認できるが、当該日は、申立人がD社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日と一致していることがオンライン記録から確認できる。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料

を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 7 日から 61 年 1 月 14 日まで  
A社に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。  
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する資料から、申立人が申立期間において同社に勤務していたと認められる。

また、オンライン記録から、申立人は、申立期間の前後の期間（昭和 54 年 8 月 1 日から 58 年 2 月 1 日までの期間、59 年 6 月 1 日から 60 年 1 月 14 日までの期間及び 61 年 7 月 1 日から 63 年 1 月 29 日までの期間）にA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

しかしながら、上記の厚生年金保険被保険者期間における雇用保険の離職原因は「自己都合」又は「解雇」となっている一方で、申立期間における離職原因は「期間満了」となっていること、及び申立人は、申立期間の直前にA社に勤めていた期間について、「冬期間に出稼ぎに行くことを断ったことから退職した。正社員で出稼ぎに行かなかったのは自分だけだったと思う。」としている上、申立人の申立期間とほぼ同期間の雇用保険の加入記録が確認できる元従業員は、「季節雇用の雇用期間は、毎年、春先から冬前までだった。」旨証言していることから、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間においては正社員として勤務していたが、申立期間においては、季節雇員として勤務していたことがうかがえる。

また、上記元従業員は、「申立期間当時、期間を定めて雇用される季節雇員は厚生年金保険に加入していなかった。」旨証言しており、当該元従業員は、

申立期間において、同社における厚生年金保険被保険者となっていない。

さらに、申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者となっている元従業員は、「冬期間に解雇される季節雇用者は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と回答している。

加えて、A社は、「資料が無いため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月から同年 12 月 10 日まで  
② 昭和 40 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日まで  
③ 昭和 41 年 5 月 1 日から 42 年 9 月 30 日まで

A社に勤務した申立期間①から③までが厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

季節労働者として勤務したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間①のうち、昭和 39 年 5 月 7 日から同年 12 月 10 日までの期間、申立期間②、申立期間③のうち、41 年 6 月 1 日から同年 7 月 20 日までの期間及び同年 9 月 1 日から 42 年 3 月 31 日までの期間においてA社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 39 年 1 月から同年 5 月 7 日までの期間及び申立期間③のうち、41 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、雇用保険の加入記録は無く、申立期間③のうち、同年 7 月 23 日から同年 8 月 31 日までの期間及び 42 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については、申立事業所とは別の事業所での雇用保険の加入記録が確認できる上、A社は、「当時の資料が無いため、申立期間当時の勤務状況については不明である。」と回答していることから、これらの期間について申立人の具体的な勤務実態について確認することができない。

また、申立人は、「季節労働者としてA社B班で勤務した。」と主張しているところ、申立人がB班の班長であったとして氏名を記憶し、オンライン記録において申立期間中にA社において厚生年金保険に加入していたことが確認

できる元従業員は、「私は、A社B班の班長として勤務していた。当時、B班の従業員は厚生年金保険の加入について同社から希望を聞かれていた。私も希望を聞かれて加入した。」と証言している。

さらに、A社の元社会保険事務担当者は、「季節的雇用の現場作業員は、失業保険には必ず加入させていたが、厚生年金保険については、加入していた人と加入していなかった人がいた。」と証言していることから、同社では、季節労働者として勤務する従業員を厚生年金保険に必ずしも加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、いずれの申立期間においても国民年金に加入しており、申立期間①を含む昭和38年4月1日から40年4月1日までの期間については、自身が手続を行ったとして、国民年金保険料の申請免除期間となっている上（昭和38年5月1日から同年12月25日までの厚生年金保険被保険者期間については、平成13年5月2日に記録追加）、申立期間②及び③のうちの42年4月1日から同年10月1日までの期間は国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、A社は、「当時の資料が無いため、申立期間当時の保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。